

令和4年度に実施した個別指導に
おいて保険医療機関（歯科）に
改善を求めた主な指摘事項

四 国 厚 生 支 局

令 和 5 年 8 月

目 次

I 保険診療等に関する事項

1	診療録等	1
2	医学管理料	1
3	歯周治療	1
4	処置	2
5	手術	2
6	歯冠修復及び欠損補綴	2

II 診療報酬の請求等に関する事項

1	届出事項、報告事項等	2
2	揭示事項	3

I 保険診療等に関する事項

1 診療録等

(1) 診療録

- ① 保険医は診療録が保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ② レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。
ア 診療を行った保険医が署名又は記名押印を行っていない。
- ③ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に記載すること。
ア 訂正又は追記した者及び日時が不明である。
- ④ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
ア 症状、所見及び診療方針について記載が不十分又は画一的である。

2 医学管理料

(1) 歯科疾患管理料

- ① 1回目の管理計画において、診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
ア 口腔の状態（口腔内の状況）
イ 治療方針の概要等
- ② 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
ア 管理に係る要点
- ③ 文書提供加算に係る提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
ア 口腔の状態（歯科疾患、歯や歯肉の状態、口腔内の状況）
イ 治療方針の概要等（これまでの治療、改善目標、治療の予定等）

3 歯周治療

(1) 診断等

- ① 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- ② 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和2年3月 日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。
- ③ 歯周病に係る診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確な例が認められたので、歯周病検査及び画像診断の結果等を診断及び治療に十分活用すること。

4 処置

(1) 口腔内装置

- ① 口腔内装置の製作方法と使用材料名について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。
- ② 顎関節症又は歯ぎしりに対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における症状、検査所見等について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

5 手術

(1) 歯周外科手術

- ① 歯周外科手術（歯肉剥離搔爬手術、歯周ポケット搔爬術）における症状、所見、手術内容及び術後経過について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

6 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料について、診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

- ① 設計等の要点

II 診療報酬の請求等に関する事項

1 届出事項、報告事項等

(1) 次の保険外併用療養費に係る報告事項について報告をしていなかったので速やかに地方厚生支局長あて報告すること

- ① う蝕に罹患している患者の指導管理に係るフッ化物局所応用の費用

2 掲示事項

(1) 保険医療機関の掲示事項に不備が認められたので、速やかに適切な掲示を行うこと。

① 明細書の発行に関する事項の掲示が誤っている。

ア 一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。